３　学校保健安全法では出席停止の指定はないが、集団生活に配慮が必要な疾患

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 感染しやすい期間 | 登園のめやす | 潜伏期間 |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬を開始する前と開始後１日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること | 2～10日 |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること | 1～4週間 |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること | 3～6日 |
| 伝染性紅班（りんご病） | 発しん出現前の一週間 | 全身状態が良いこと | 4～21日 |
| 感染性胃腸炎 | 症状がある間と、症状消失後一週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること | ロタ　1～3日　　　ノロ　12時間～　　　48時間 |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中には１ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること | 3～6日 |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと | 2～8日 |
| ヒトメタニューモウイルス感染症 | 発熱後1～4日 | 発熱や咳などの症状が安定し、全身状態が良いこと | 3～5日 |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮化してから |  |
| 突発性発しん |  | 解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと |  |
| 伝染性膿痂疹（とびひ） | 治療開始後24時間 | とびひが乾燥しているか、覆うことができれば登園できる | 2～10日長期の場合もある |
| 伝染性軟属腫（みずいぼ） | 不明 | プールのあとはシャワーで肌をきれいに洗う | 2週間～6ヶ月 |
| アタマジラミ症 | 直接的な接触により感染しますが寝具や帽子等の衣類を介して感染することもある。添寝する家族に感染の可能性あり。（不潔な生活により感染はしません） | 治療を開始すればよい |  |
| ヘルペス性歯肉口内炎（単純ヘルペス感染症） |  | 主症状がほとんど消失し、医師が登園しても差し支えないと認めたとき |  |

**登　園　届**（保護者記入）

　認定こども園すくすく　園長　殿

児童名

　　　　　年　　　　月　　　　日　生

（該当疾患に☑をお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 　溶連菌感染症 |
|  | 　マイコプラズマ肺炎 |
|  | 　手足口病 |
|  | 　伝染性紅班（りんご病） |
|  | 　感染性胃腸炎 |
|  | 　ヘルパンギーナ |
|  | 　RSウイルス感染症 |
|  | 　帯状疱疹 |
|  | 　突発性発しん |
|  | 　伝染性膿痂疹（とびひ） |
|  | 　伝染性軟属腫（みずいぼ） |
|  | 　アタマジラミ症 |
|  | ヒトメタニューモウィルス感染症 |
|  | **※**ヘルペス性歯肉口内炎（単純ヘルペス感染症） |

・集団生活に支障がない状態と判断しました（されました）ので　　　年　　月　　日より登園いたします。

年　　　月　　　日

保護者名

**※**（医療機関名）　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　年　　月　　日受診）において症状が回復し登園しても差し支えないと判断いただきました。

**※**印部分に記載が必要なものは、ヘルペス性歯肉口内炎（単純ヘルペス感染症）のみで結構です。